

作業別安全就業基準Ⅲ（作業名　除草）

その1

| 作業名 | 安全作業のポイント | 安全保護具 |
|---------|--|--|
| 作業一般 | 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に適したものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らぬよう袖口の締 まつたものを選ぶか腕抜きを使用する。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 法面の場合はスパイク使用 (3) 保護帽は、必ず着用すること。 (4) 手袋を必ず着用すること。 (5) 刈り払い機作業の場合は、ヘルメットを必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、全員で周囲の状況を確認すること。 6 共同作業の場合は、就業前のミーティングを必ず行い、作業手順、注 意事項、危険個所を確認して作業にかかること 7 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 8 道具類の使用は、正しい使用法によること。 9 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 | 保護帽 作業服 地下足袋 手袋 |
| 炎天下での作業 | 1 日よけ帽を必ず着用すること。 2 水分の補給は十分にすること。 3 気分が悪くなったらただちに作業を中止し、仲間に伝えること。 | 日よけ帽 |
| 手作業 | 1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。蜂が近づいてきたときは、 作業を中止して、静かに顔を下にして、低い姿勢で巣から静かに遠ざ かること。蜂に刺されてアレルギーの疑いがある場合は、速やかに救 急車等で病院に移送すること。 (3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 | 保護帽 作業服 地下足袋 保護眼鏡 手袋 |
| 刈払い機作業 | 1 使用前に必ず点検すること。 (1) ネジの緩みはないか。 (2) 作業現場に適した刃がついているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常 がある場合は、使用しないこと。 また予備の刃を持参して適宜交換するなど、常に最良の状態で使用 すること。 2 安全ガードは必ず取り付けること。 3 保護眼鏡を着用すること。 4 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。 5 刈払い機の操作時間は、一連続操作時間はおおむね1時間以内とし、 休止時間を設けること。 6 作業中は、他の人を近づけないこと。 7 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。 8 作業現場近くに民家や、車、道路がある場合は、パネルや、飛散防止 ネットを必ず使用すること。飛散防止ができない場合は、刈払機を使用 しないこと。特に建物等の構築物から30cm程度は機械の使用をさけ、 手刈り作業するよう努めること。 9 作業中は、適正な長さに調整した肩掛けバンドを必ず装着すること。 10 キックバックに注意すること。 11 急傾斜地では、スパイクを着用すること。 12 同一の斜面で作業を行う必要があるときは、上下作業にならないよう にすること。 13 燃料はガソリン、混合を使用するので、火気には十分注意すること。 14 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーをつけること。 15 刈払い機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこ と。 | ヘルメット 作業服 地下足袋 保護眼鏡 手袋 |

作業別安全就業基準Ⅲ（作業名　除草剤、消毒）
その2

| 作業名 | 安全作業のポイント | 安全保護具 |
|--------------|---|--|
| 除草剤作業および消毒作業 | <p>1 使用に当たっては、薬剤容器の表示事項に従って、安全かつ適正な使用をすること。</p> <p>2 散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスクを使用し、扱いには十分注意すること。 また、作業途中での喫煙、飲食は絶対にしないこと。</p> <p>3 散布に当たっては、風向きに十分注意すること。</p> <p>4 散布に当たっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。 特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。</p> <p>5 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。</p> <p>6 余った薬剤の処理には十分注意すること。</p> <p>7 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間帯に行うこと。</p> <p>8 作業後は、全身を石鹼でよく荒い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。</p> <p>9 めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。</p> <p>10 後始末を確実に行うこと。</p> | ゴム手袋 保護マスク 保護帽 作業服 地下足袋 手袋 保護眼鏡等 |
| 焼却作業 | 削除 (平成23年4月1日一部改正) | |